

NEWSLETTER No.13

2008.04.01

I

G. ミルブラート独ザクセン州首相講演会&パネルディスカッション 「気候変動と再生可能エネルギーの挑戦」

I G. ミルブラート独ザクセン州首相講演会&パネルディスカッション

II 日独協同大学院プログラム (IGK) セミナー&シンポジウム

III グローザー欧州担当外務政務次官講演会

IV DESK研究プロジェクトより

▼ 国際シンポジウム

From Dialogue of Cultures to a Global Culture of Dialogue?

▼ ローマ条約調印50周年記念シンポジウム

▼ R. チャダ教授講演会

▼ A. ブルガー氏を囲む会

▼ 2007年度冬学期催事一覧

V DESK教育プログラムより

▼ 修士課程プログラム修了報告

▼ ASKO=DESK=EAO欧州セミナー

▼ 海外調査奨学助成金制度のご案内

VI 関連情報

▼ 『ヨーロッパ研究』第7号目次

▼ 関連出版物の紹介

▼ 関連催事のご案内

2007年10月2日、DESKでは、ドイツ学術交流会 (DAAD) と在日ドイツ大使館とともに、ゲオルク・ミルブラート (Prof. Dr. Georg Milbradt) ザクセン州首相を招いての講演会およびパネルディスカッションを開催した。

講演会では、木畑洋一教授の歓迎の挨拶ののち、ミルブラート首相による基調講演が行われた。講演の冒頭で首相はザクセンと環境問題や持続可能性をつなげる興味深い話を紹介した。すなわち首相によれば、リオ会議や京都會議などにより近年注目されるようになった持続可能性という概念は、300年ほど前にザクセン鉱山の総監督であったハンス・カール・フォン・カルロヴィッツによる『経済的森林開発』という林業に関する文献にすでにみうけられるというのである。この本のなかで、カルロヴィッツは、持続可能性の実現のためには、経済が共同体の「福利」に資するものとなること、「恵みぶかい自然」を大切に扱うこと、将来の世代に責任を負うことの三つが必要であると指摘し、この思想は今日的にも非常に重要な意味を持つと紹介した。この後、経済学者としての素養やザクセン州首相としての経験に基づいて語られる環境・エネルギー問題への知見はカルロヴィッツの思想に共鳴するものとなる。

ザクセン州は旧東ドイツのエネルギー生産の中心地であったこともあり、土壌、河川、大気汚染は深刻な状態にあり、次世代への配慮も環境保護の姿勢も皆無だったという。しかし、ザクセン州は1990年代から環境分野における劇的な改善に成功し、首相はそのことを誇らしく語りかけた。その過程では政治が行った必ずしも選挙

民には喜ばれないような決定が成功の要因となったという自負があるからであろう。1990年以来、ザクセン州はCO₂排出量は半分以上削減する一方で、太陽・風力などの再生可能エネルギー産業の中心地として発展した。現在、ザクセン州は連邦全体の産出量の40%を占めるほどの太陽エネルギー産業の中心地になっており、風力発電についても同様の状況にある。これらの持続可能な環境社会を実現するために、ザクセン州はその負担を実質的に市民に求めた。つまり、再生可能エネルギーを当時定められた価格で買い上げることと電力供給事業者に義務付け、そのために生じた電力価格の上昇を市民が負担することとなった。これは実質的な「増税」といえるものであり、選挙民に喜ばれるものではなかった。しかしその効果は明らかであったと首相はいう。コスト高のために競争力に劣った再生可能エネルギー生産を支援し、また、消費者はエネルギー使用（あるいは電気代）を減らす、いわゆる「エコ」な生活を模索した。また、中古物件のエネルギー収支の明示を義務付ける法律ができたこともあり、断熱仕様でない物件は市場価値を大きく下げることになった。結果として、エネルギー消費も大きく削減された。

他方で、ザクセン州は太陽・風力・バイオマスなどの再選可能エネルギー技術の開発のために中小企業などへの技術開発支援も積極的に展開し、循環経済の実現を目指している。技術開発により、再生可能エネルギーの市場競争力を高め、その割合を20%程度まで増やすことを目標としている。

ザクセン州は現在これらの技術やノウハウの輸出することを試み



ている。すなわち、これまでの高いエネルギー価格による負担や技術支援などに投じてきた投資を回収する段階に入りたいという意欲である。具体的にはロシアなどを挙げながら、ザクセンの経験をロシアに輸出することで、ロシアは持続可能な環境の実現に近づき、ザクセンはその対価を得るという具合である。これはいわゆるウィン＝ウィン（利害関係者すべてが得をするような状態）を目指す政策といえ、これによりザクセンの持続可能なビジネスモデルが完成するという事かもしれない。

最後に、首相は政治が取り組むべき課題を三つ指摘した。一つ目は、これまでザクセンが行ってきたような、持続可能性実現するテクノロジーの開発と研究への投資を促進するため産学間の連携ネットワークを整備することである。二つ目は、火力などの既存の再生「不」可能なエネルギーのより効率的な利用にも積極的に関与することである。ザクセンですら、いまだに再生可能エネルギーがまかなえるのは5%程度であり、再生可能エネルギーが従来のエネルギーを完全に代替しうるものだと考えることは非現実的であるからである。三つ目は、持続可能性の実現のための方法を全世界に輸出することである。これらの課題は冒頭で示したカルロヴィッツの思想とまったく共通するものであると首相は力説する。地球規模の問題に対処するうえで、政治家は短期的な利益以上に、50年、100年といった長期的な利益を考慮して、これらの課題に取り組んでいかなければならない。そのために、同じ先進工業国として、日本とドイツの協力の必要性を述べ、首相の講演は締めくくられた。

引き続き、日独の専門家を交えたパネルディスカッションが行われた。森

井裕一（東京大学准教授）の司会のもと、西尾茂文（東京大学理事・副学長）、山口光恒（東京大学特任教授）、瀬川浩司（東京大学教授）、D. ヴォルトマン（インヴェスト・イン・ジャーマニー社）の4名のパネリスト、そしてミルブラート首相を交えて議論が展開された。

まず西尾氏からは持続型社会の全体像についての提示がなされ、人口急増に対応して物質資源の循環システムを構築するためには、各国各地域の条件を具体的に考慮し、多様性とグローバリゼーションという一見矛盾する二つの概念を統合した「多様性を許容できるグローバリゼーション」といった概念の必要性を論じた。そして、日本は歴史的にもそのような概念を具現するために貢献しようと論じた。次に、山口氏は日本とドイツにおける再生エネルギーへの取り組みやエネルギー産業の構造上の違いなどを指摘しながら、首相の紹介した再生エネルギー支援に伴う供給過剰問題や将来の原子力エネルギーとの関係などについて質問を投げかけた。続いて、ヴォルトマン氏は、太陽エネルギー技術を中心にインヴェスト・イン・ジャーマニー社が行う企業への支援やドイツへの投資の状況を紹介し、学問・政治・経済の間での持続可能な協力関係を築きつつ、日独間でともに持続可能なエネルギー供給への道を進んでいくための更なる協力関係の構築を訴えました。最後に瀬川氏は、太陽光発電におけるシリコンの供給不足の問題と代替技術の必要性について述べ、日本政府の太陽光発電導入への支援を打ち切る政策決定に疑義を呈しました。

これらのコメントを受けて、ミルブラート首相はそれぞれのテーマについて細かく回答をし、そのなかでは原子力の将来的な必要性やシリコン市場における供給不足が一過性のものではないかという見解を披露するなど踏み込んだ議論が展開されました。

パネルディスカッションの最後には、首相の強い政治的意思と自信を感じ取れるものであった。すなわち、ザクセンが行ったような持続可能性を目指す行政による規制はエネルギー価格を上昇させ、結果として産業を誘致するうえでの競争力を低下させてしまうことになる。それは企業や工場が移転

しようといった短期的な負担を招くものである。それは長期的には負担を先取りすることで将来より多くの利益をもたらすかもしれないが、必ずしもそのような成功を保証するものではない。また、政治家にとって目の前の利益を手放すことは勇気のいる決断となる。そのようななかでも、それぞれの社会が自分たちなりの方法で、信念を持って、適切な政策を選択する決断力することが重要だと首相は強調する。そして、首相自身にとっても驚きであったようだが、市民が長期的な視野をもって価格転嫁という負担を受け入れ、結果として持続可能な循環経済への道を歩み始めたことは、ザクセンにおける政治の成功を裏付けているように思われる。講演・パネルディスカッションを通じて首相にはザクセン州の成功への自負と誇りが感じられた。

当日は、首相の日程の関係もあり、必ずしも十分な時間をとることはできなかった。しかし、そのような限られた時間のなかで、非常に濃密な議論が展開された。パネリストをはじめ講演会の企画・開催に協力いただいた方々、およびご来場いただいた参加者の方々に深く感謝する次第である。DESKでは、講演会およびパネルディスカッションの様態を日独両言語で記録した冊子「気候変動と再生可能エネルギーの挑戦：ドイツ・ザクセン州 ゲオルク・ミルブラート首相講演会の記録（Nachhaltige Energieerzeugung in Zeiten des Klimawandels - Rede des sächsischen Ministerpräsidenten, Prof. Dr. Georg Milbradt）」を発行した。ぜひ一読いただきたい。



（河村弘祐 DESK 特任助教）



Ⅱ 日独共同大学院プログラム（IGK）セミナー&シンポジウム

日本学術振興会（JSPS）ドイツ研究協会（DFG）の支援、そして、東京大学大学院総合文化研究科とマルティン・ルター・ハレ・ヴィッテンベルク大学（ハレ大学）の間の学術協定に基づき、日独共同大学院プログラム（IGK）が開始されました。

それを記念して、2007年10月には、プログラム登録学生を中心とした日独共同学生セミナー、そして、設立記念式典、設立記念シンポジウムをドイツ・ハレ大学で開催しました。また、2008年3月には、東京で、日独共同学生セミナーおよびIGK国際

シンポジウム「市民と市民社会を問う—過去・現在・未来—日独比較研究の視点から（Bürger und Bürgergesellschaft in Deutschland und Japan）」を開催しました。今回は昨年秋のセミナー・シンポジウムについて報告いたします。

2007年IGK秋期セミナーに参加して

東京大学 辻英史

1. 日独共同大学院（Internationales Graduiertenkolleg=IGK）秋期セミナーは、2007年10月4日から12日まで、9日間にわたってハレ市のマルティン・ルター大学で行われた。このセミナーは、同大学と東京大学の共催による歴史学セミナーとして2003年から開催されていたものであるが、今回両大学合同で共同大学院が設置されたことをうけ、新たにその一環として再発足することになった。

ハレ市は、ドイツ中部ザクセン＝アンハルト州の南部に位置し、古くからその塩鉱により栄えた都市である。マルティン・ルター大学は、啓蒙主義のドイツにおける一大中心として知られたハレ大学と、ルターら宗教改革の牙城であったヴィッテンベルク大学が19世紀に合同して誕生した大学で、現在大学の施設の大半はハレ市にある。また、ハレ市は、バロックの作曲家ヘンデルの出生地であるほか、アウグスト・フランケに代表されるドイツ敬虔主義の中心地の一つとしても知られている。現在の人口は23万人ほどで、ドイツの精神文化の伝統に彩られた落ち着いたところのある地方都市である。

2. 秋期セミナーは、日独共同大学院の発足記念式典をハイライトに、日独の学生の研究報告によるワークショップと、日独双方の専門家による2回のシンポジウムよりなるプログラムで構成された。

のべ5日間にわたっておこなわれた学生ワークショップは、日独双方で報告者合計26名を数える大規模なものであった。共同大学院の掲げる

「市民社会の形態変容」というプロジェクトのタイトルにふさわしく、日独双方から大変内容の濃い報告が相次ぎ、白熱した議論がしばしば予定時間をはるかに超過して続いた。

日本側の参加者は、報告原稿を事前に周到に用意していただけでなく、その後の質疑応答においても、全員ができる限り自力でドイツ語を用いて誠実に対応し、その努力はドイツ側にも大きな印象を与えていた。ドイツ側は、プログラム開始後間もないため、研究の初期段階にある者が多かったが、そのプレゼン



テーション技術、論文の構成、とくに研究の方法論への配慮などは、日本側学生にとって大いに参考となるものだったろう。

また、ワークショップ以外の時間には、双方の学生が教員と個別に面談する時間も設けられた。これはIGKプログラムで留学を予定している者にとっては、将来の指導教員と研究計画について打ち合わせる貴重な機会となった。

3.

本セミナーのプログラムのもう一つの中心は、2つの国際シンポジウムである。

まず、シンポジウム「1945年以降の戦争犯罪、民族殺害、公共性——

日本とドイツの観点から」は、日本から三名、ドイツから二名の講演者を招いて開催された。日本側からは、南京事件、七三一部隊といった戦争犯罪が、その後日本社会および外交でいかに問題化されたかという点について、尾山宏、笠原十九司、松村高夫の各氏が、それぞれ啓発的な報告をおこない、さらにこの問題を、ドイツ側の視点からハレ大学のシェルト氏が包括的に論じた。このように同様の問題について日独双方の分析視角を同時に比較できるという機会は稀であり、興味深いものがあった。また、戦後ドイツにおける問題を、リルタイヒャー氏（リュウベック・ヴィリー・ブランド・ハウス館長）が報告した。過去の戦争犯罪とどう向き合うかという問題は、いかなる立場をとるにせよ、一定の政治性を帯びざるを得ず、そこにその国の政治文化が如実に表れてくる。このシンポジウムでは、とくに被害者への補償と記念のあり方について、日独双方の共通面よりはむしろ相違の面が際だたせられていた。

もう一つのシンポジウムは、IGK全体のテーマである「市民社会の形態変化」を正面から取り上げた。ドイツ側から六名の報告者が、それぞれ日本とドイツをいくつかのトピックについて比較対照し、新しい市民



運動の動向、また戦前・戦中の日本の国体と、ナチス期の民族共同体のイデオロギーの比較などを論じた。いずれの報告においても、日独双方の市民社会の歴史および現状の諸相が、その最先端の研究状況とともに詳細に紹介され、またその抱えるさまざまな問題点が議論の中で浮き彫



りにされた。こうした個別の研究成果を、単なる並列紹介に留めるのではなく、比較研究として高めていくことが、今後の課題であろう。

4.

由緒あるハレ市の市庁舎大広間において举行されたIGKの設立記念式典は、本セミナーのクライマックスであった。ネオ・ルネサンス様式の美しい内装を持つ会場では、IGK設立に尽力された日独双方の関係者からのスピーチが相次ぎ、幕間に奏される当地の音楽大学のメンバーによる弦楽三重奏が、華やかな気分を盛り上げた。さらに、ベルリン社会科学研究所のユルゲン・コッカ教授が、ドイツにおける市民概念の歴史

的な発展を明快に説明する卓越した記念講演をおこなった。ドイツ市民層研究の第一人者からの、IGKの門出に対する何よりの祝辞であったと言える。

以上、本セミナーは、短期間ではあったが質量とも充実した手応えを参加者に残した。



Ⅲ G. グローザー独連邦外務次官（欧州担当）講演会

2008年2月28日、ドイツのギュンター・グローザー外務次官（欧州担当）が駒場キャンパスを訪れた。グローザー次官は1950年生まれで、社会民主党（SPD）所属の連邦議会議員を1994年より務めている。その間、独マグレブ諸国友好議連議長やSPD欧州政策議員団のスポークスマンなどを歴任し、2005年より、欧州担当外務政務次官に就任し、同時に、エリゼ条約40周年を期に創設された独仏協力に関する担当官も務めている。

講演会は、まずグローザー次官より欧州政治の現状についての講演が行われた。そこで中心的な話題となったのは、欧州憲法条約の批准失敗という結果を受けて昨年新たに合意された改革条約についてである。当日はドイツ連邦議会においてその批准について審議が始まる直前の時期であったこともあり、その意義に



について熱弁をふるった。この改革条約はEUの行動能力・民主主義・透明性の向上に主眼が置かれ、立法過程において欧州議会や連邦議会の権限強化が図られ、また外交安全保障政策などで（当初の憲法条約に比べれば控えめながら）欧州レベルの担当者が明記されることになっている。この改革条約は昨年ドイツが議長国を務めていた間に合意にいたったものであるが、憲法条約のもっていた超国家的色彩を弱めることで、EUの権限強化に懸念を抱く国々の市民を安心させようとするものであった。憲法条約にはフランスとオランダが国民投票によって批准を拒否したために混乱へと陥ったが、今回の改革条約はアイルランド以外の加盟国では議会での批准手続きが行われることになっている。そのため、イギリスで一部のメディアが国民投票を求めたり、スロバキアのように政党対立のなかで他の国内問題と結びつけられたりすることによって審議が遅れるなどの不確定要素もあるが、批准プロセスは前回よりもスムーズに進むことが期待される。次官は来年の欧州議会選挙にはこの新しい条約体制のもとで実施されるように批准プロセスが進むことを望んでいた。

また次官は最新の事情ということ

で、コソボ問題など域外地域との関係についても言及した。EUは数日前に過去最大の欧州安保における最大のミッションを立ち上げ、コソボの独立を「法の支配ミッション」によって支えるという意思を示すものであった。コソボには1800名規模で司法、行政、警察関連スタッフが展開し、コソボの独立を支援する。また、新規加盟問題として、クロアチアを28番目の加盟国になる可能性が高いと述べる一方で、トルコとの加盟交渉の長期化について述べた。そして、最後に地中海地域を含んだ近隣諸国との関係安定化について触れ、講演は終えられた。

その後フロアより、コソボ独立、シェンゲン条約の拡大、地中海協力、ヨーロッパ・アイデンティティなど多様な質問が寄せられ、次官はそれぞれについて丁寧に対応した。惜しむらくは次官の日程上の制約のために必ずしも十分に議論をできなかった点である。次官からも、再来日の機会があればひ駒場を訪れ議論の続きをしたいという、次官の言葉を借りれば「政治家の軽々しい約束」をして頂いた。いつの日かその約束が叶うことを願っている。

（河村弘祐 DESK 特任助教）

IV DESKの研究プロジェクトより

RESEARCH PROJECTS

国際シンポジウム From Dialogue of Cultures to a Global Culture of Dialogue?

2007年12月3日から4日にわたって、DESKでは、ベルリン日独センター（JDZB）、在日ドイツ大使館とともに、国際シンポジウム「文化間の対話からグローバル文化としての対話へ文化の相違は紛争を招くだけなのか、それとも地域協力の可能性も秘めているのか」を主催した。このシンポジウムはJDZBが中心となつて企画されたシンポジウムであるが、哲学やイスラム研究を専門とする研究者、外務省の中核で政策を担当してきた外交官、文化交流に携わってきた実務家など日独を代表するさまざまな参加者による対話と呼ぶには活発すぎる議論が展開された。

初日は、東京大学、JDZB、ドイツ大使館の代表者による挨拶ののち、山脇直司教授（東京大学）の司会のもと、小倉和夫（国際交流基金理事長）とギュンター・プロイガー（元ドイツ国連大使）の両氏が講演を行った。小倉氏は、自らの経験に基づく豊富な例を紹介しながら戦後日本の文化外交政策の歴史的な変遷を解説し、グローバル化が進行する中での文化外交のあり方が展望した。そのなかで、今日の文化外交は平和構築や人間の安全保障といった実践的かつ政治的な問題にもかかわりを持つようになっており、その点では、日本とドイツは更なる緊密な協力が必要なのではないかと提言した。続いて、プロイガー氏は、国連大使を務めた経験も踏まえて、冷戦後の国際政治の変化と今後の展望を示した。氏の言葉では、国際政治の根本的な変化とは「メッテルニヒの終焉」すなわち勢力均衡の時代から多極的な世界（Policentric World）への変化ということである。そのような多元的な世界において、平和構築や地球温暖化、テロ対策など国境を越えた課題が国連やG8などの多国間協力での重要な課題となり、国際的な対応が必要と

されている。プロイガー氏はこのような変化を経験した国際政治において求められるのは多国間主義

（Multilateralism）であり、ヨーロッパとドイツはその歴史的経験もあり、世界をその方向へと牽引していくことが求められていると論じた。プロイガー氏の講演は、冷戦後の国際政治の根本的な変化、ヨーロッパの多国間による安定の文化、ドイツの危機的状況にある国連などの多国間国際機関における役割、国連の役割の変化、そして、アジアとヨーロッパが取り組むべきグローバル・ガバナンスにおける課題と、広範かつ包括的なテーマをカバーするものであった。小倉氏の講演と併せて刺激的な基調講演となり、翌日も含めた活発な議論への導入になった。

翌12月4日は、「成果調査セッション—日本とドイツ」、「国際アジェンダー—将来的な協力領域Ⅰ（東アジア・東南アジア）」、「国際アジェンダー—将来的な協力領域Ⅱ 中近東」、「総括セッション」と4つセッションが開かれ、非常に濃密な一日となった。

まず、「成果調査セッション」では、マルティン・エバーツ氏（ドイツ大使館）の司会のもと、池内恵准教授（国際日本文化研究センター）が、「イスラム世界との対話・その焦点と争点：日本は特別な役割を果たせるか」として日本の事例を、オットー・カルショイア教授（ベルリン自由大学）を欧州の事例について報告した。池内氏からは、欧州はこれまで域内で対話による和解を成功させ価値観を共有するようになったが、現在の世界が必要としているたとえばイスラム世界と対話を考えるとき、問題なのは価値観を共有し

ていないと考えられる人々との対話であるとの見解を示した。さらに、我々は「誰」と「何」について対話するのかという根源的な問いかけをもう一度行う必要性を喚起し、また西欧とイスラム世界をつなぐ可能性をもつ日本の特異な位置やその潜在的な役割を指摘した。続いて、カルショイア氏は欧州の状況について報告した。欧州は宗教の政治的対立について当事者として巻き込まれているために冷静に考えることが困難であるという状況を指摘し、欧州における宗教の政治的対立の歴史的・思想的背景について解説した。その中で、歴史からみた宗教の多元主義の難しさやキリスト教とイスラム教を例にしながら宗教の制度上の違いなどを指摘した。

次の「国際アジェンダー—将来的な協力領域Ⅰ（東アジア・東南アジア）」セッションでは、田中均氏（日本国際交流センター・シニアフェロー・元外務省政務担当審議官）が外交官としての経験を踏まえて、地域協力のアジア型モデルを模索する報告を行った。田中氏は外交の基本的な目的を「繁栄のための機会を最大化し、平和に対するリスクを最小化する」ものと捉え、そのために必要とされるアジアにおける地域協力についての展望を示した。繁栄の機会の最大化は、ルールに基づく自由貿易制度（WTOとも整合的でより領域を拡大した多角的経済連携協定）の構築によって図られるべきだとし、逆にリスクについては4つ、すなわち北朝鮮のもたらす戦争・核拡散の危険、民主主義でない中国の経済成長・軍事大国化に伴う不確実性の増大、経済格差・エネルギー問題・環境問題を含んだ経済リスク、



WMD拡散・テロリズム・感染症・海賊行為など脱国家的な非伝統的安全保障の問題を挙げ、これらのリスクに対応すべく、六者協議や民主主義国間の連携、そして非伝統的安全保障に対応するための東アジア安全保障フォーラムといった地域協力の必要性を論じた。それらの制度化あるいは地域協力は欧州統合の初期と同様に、機能主義（共通の利益の追求）を最大限活用するのが効果的であるとの指摘もなされた。続いて、クラウディア・デーリッヒス教授（ヒルデスハイム大学）はアジアの多様かつ多層的な政治状況を解説していった。特に、民主化という基準で考えて時に、北朝鮮やミャンマーのような独裁国家から、権威主義、移行期国家、半民主主義、形式的な民主主義、そして日本と韓国のような定着した民主主義と、多様な政治制度の国々を内包し、また、文化的にも多民族・多宗教な地域であり、そのために紛争を抱えている国も多い。さらに、これらの国々の間で結ばれている協力関係（地域協力・地域間協力・二国間協力）も多層的で入り組んだ構造にある状況を解説した。このような多様性や多層性という特徴をもったアジアで市民社会も含めて対話を進めていくためには、政治面では民主主義と宗教との価値の折りをつけながら、富の公平の分配によって不満を抑える必要があり、また文化・教育面では初等教育から始まり高等教育、あるいは職場というレベルにいたるあらゆるレベルまで対話や協力を奨励することが望まれると論じた。

続く「国際アジェンダ——将来的な協力領域Ⅱ（中近東）」では、シャフィイ・アヌワル氏（イスラム教・多元主義国際センター

（ICIP）事務長）と山内昌之教授（東京大学）が報告を行った。山内氏はイスラム文化への深い見識に基づいて、中東の文化遺産保護

の問題からグローバルな対話文化の可能性を探るものであった。偶像崇拜への態度の違いが、文化間対話の可能性を開くこともあれば、文化の破壊や略奪を招くこともあるという例を示した。その文脈で、イラク戦争における文化財の略奪に対するアメリカの姿勢を批判し、文化財の保護は石油資源の保護以上に将来の対話や信頼醸成に重要な役割を果たしうる可能性がある」と指摘した。さらには、第二次世界大戦中におけるアメリカによる中国や日本における文化財の略奪と保護についての例を挙げながら文化遺産と対話との複雑な関係を紹介した。しばしば過激派によって語られるイスラム世界のいても大多数の様式ある人々は文化遺産を保存し続けている事実を指摘し講演は終えられた。続いて、シャフィイ・アヌワル氏は非イスラム諸国でのイスラムの問題について講演を行った。イスラム教徒としてその価値観について紹介し、西洋的価値観とイスラム倫理を融合させるようなアイデアを示した。その後、欧州とイスラムの社会がそれぞれ抱える問題を指摘した。西洋においては、風刺画を発端とした文化摩擦などを例に出しながら、イスラム・イメージの偏見にみちた過度な単純化である。イスラム諸国では、氏自身、イスラム過激派によって「イスラムの敵」と名指しされ脅迫されている状況であるが、そのような過激派の扇動が問題となっており、それに対する。進歩的・穏健派イスラム指導者が、その知的なコミットメント（民主主義、多元主義、人権）にもかかわらず、彼らはエリート的過ぎて一般市民に浸透していないという問題点を指摘し、彼のセンターが行っているイ



スラム諸国の穏健派指導者を養成するプログラムについて紹介した。

シンポジウムの最後は、津守滋教授（東洋英和女学院大学）の司会のもとで開かれた総括セッション「文化間の対話からグローバル文化としての対話へ」で幕を閉じた。二日間にわたったシンポジウムは最後のセッションまで活発な議論が展開され続けた。文化間・文明間の対話は純粋に文化的要因あるいは宗教的要因のみならず政治的・権力的要因が強くまた複雑に絡み合っているためにその成功が困難となっている。だからこそ国際社会は真剣にこの問題に取り組んでおり、また、シンポジウムで最後まで真摯に議論が続けられた。そのような議論は必ずしも明確な結論や解決策を提示するものではなかったかもしれない。それは、このシンポジウムが文化間の対話というそれ自体重要な課題を超越して、グローバルな対話文化を根付かせようとするという非常に野心的な試みであるために、「最終的には整然と形の整った成果は得られず、単純な「回答」も存在せず、「作業中（work in progress）」という結果が残されることは、シンポジウム開催前に自明だった」（M. エバーツ（ドイツ大使館））のかもしれない。しかし、この問題については性急な結論を求めることが重要なのではなく、むしろこのような知的営みを重ねることで「グローバルな対話文化」は醸成されていくのではないかと感じさせられた。DESKも学問の世界からこの難解な問題に取り組み、グローバルな対話文化を創出する一翼を担っていきたい。

（河村弘祐 DESK 特任助教）



ローマ条約調印50周年記念シンポジウム 2007. 03. 29 & 2007. 11. 30

2007年はローマ条約が「調印」されて50年という節目の年にあたり、EUでも「TOGETHER」をモチーフにしたロゴを発表するなど、欧州統合の歴史的意義を讃えるキャンペーンを展開しました。ドイツ・ヨーロッパ研究センターでも、欧州統合の道のり振り返る2度のシンポジウ



ムを開催しました。2007年3月29日に開催した「ローマ条約と欧州統合の父たち」で、上原良子、森井裕一、八十田博人の3氏が、シューマン、アデナウアー、デ・ガスperiという3人の政治家が欧州統合の過程で果たした役割について講演しました。報告者はそれぞれ豊富な映像資料、そして時には音声資料を用いて、当時の「偉大な」政治家たちの息吹を感じさせてくれました。2007年11月30日には「ローマ条約から50年—EUはヨーロッパをどう変えたのか」を開催し、川村陶子、吉田徹、五月女律子の3氏が、それぞれドイツ、フランス、北欧諸国が欧州統合にどのように関わり、その過程でど

のように変化したのか、あるいはしなかったのか、という視点から講演しました。2008年はローマ条約が「発効」されて50年という節目の年にあたります。ドイツ・ヨーロッパ研究センターでは、4月18・19日に、東京大学駒場キャンパスと日仏会館で「欧州統合の半世紀と東アジア共同体」を関係諸団体とともに開催します。現段階でのシンポジウム・プログラムは本ニュースレターの最終ページに掲載されています。このシンポジウムにあたってはドイツとフランスよりそれぞれ4名の研究者を招聘し、2日で5セッションに及ぶ大規模なものとなります。ふるってご参加ください。

シンポジウム「ローマ条約から50年—EUはヨーロッパをどう変えたのか？」

東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻／欧州研究プログラム 半田恭明

2007年は、ローマ条約が調印されて50周年という節目の年であった。これを受けて、2007年11月30日、東京大学ドイツ＝ヨーロッパ研究センター主催のもと、「ローマ条約調印から50年—EUはヨーロッパをどう変えたか」というテーマで、シンポジウムが開催された。シンポジウムでは、ドイツ、フランス、北欧諸国の政治に精通した研究者が報告者として招かれ、ヨーロッパ統合と各国政治の関係について興味深い議論がなされた。

ドイツに関しては、川村陶子氏（成蹊大学）が報告を行った。氏によれば、20世紀前半のドイツは帝国主義とナショナリズム、また敗戦の結果としての国家分裂によって特徴付けられていたが、1957年以後は、国際的信頼を回復することを目標と

し、ヨーロッパ統合に積極的に関与するようになり、ナショナリズムからヨーロッパ主義へと移行した。氏はまた、戦後連邦共和国が継承した国家分裂という負の遺産、また分権的国家体制が、ヨーロッパ統合を推進するうえでは、ドイツにとってむしろメリットとなった、とも述べた。そしてヨーロッパ主義の反面、他者に対して閉鎖的になっている部分もあり、ローマ条約調印以来ドイツは変化したか、という問題にはJain（JaとNein）と慎重に答えるべきであるとした。非常に興味深い指摘であったように思われる。

フランスについては、吉田徹氏（北海道大学）が「機会」と「拘束」というキーワードを用い報告を行った。フランスのヨーロッパ統合に対する姿勢に関しては、統合を率先して影響力を確保しようとする側面と、統合による主権喪失を懸念する側面が混在しており、1950年代以来一貫してブレーキとアクセルとの相互反復が見られた、ということである。フランスのヨーロッパ統合政策におけるこのような葛藤は、1980年代におけるEMS残留のための一国社会主義放棄という場面に顕著に現れているといえるだろう。上記のよ

うにヨーロッパに対するフランスの躁鬱病的姿勢は、統合の初期から連綿と継続しているものであり、この点で欧州統合とフランスの関係性はローマ条約調印以来不変であると結論できる、ということであった。

北欧諸国に関しては、五月女律子氏（北九州市立大学）が報告を行った。五月女氏は、北欧諸国はヨーロッパ統合の原加盟国ではなく、1990年代になってやっと加盟を果たしたのであり、ヨーロッパ統合に対する両義的な姿勢が見て取れる、と述べた。北欧諸国にとって、経済的見地からするとヨーロッパ統合にコミットすることが不可欠となる。しかし、高水準の福祉国家である北欧諸国は、社会福祉、男女平等、環境保護などの分野においては、EUが策定する基準を適用されることを敬遠している、ということである。この事実が、北欧諸国について

「reluctant Europeans」という用語が使用される所以となっている。また、他国同様、北欧諸国においても、ヨーロッパ統合に対する姿勢においてエリートと大衆の間には非常に深い溝があるということ、そして移民規制を唱える政党が躍進しつつあることなどが言及された。



報告の後、正躰朝香(四天王寺国際仏教大学)、森井裕一(東京大学)



の両氏によってコメントがなされ、またフロアからも、当時混迷を極めつつあったベルギーの政治状況や、2007年にフランス大統領となったサルコジの地中海諸国に対する政策などについて質問がされるなど、活発な議論が行われた。

近年、欧州各国の指導者たちは、統合の必要性について国民を説得する言説を失っているように思われ

る。2005年の仏・蘭両国における欧州憲法条約否決はそれを露呈することとなった。ヨーロッパの「改革条約」は主として議会批准という手続きで採択されようとしているが、この先ヨーロッパの指導者がどのようにヨーロッパ統合の必要性を国民たちに訴えていくのか。ヨーロッパ政治からは当分目が離せない状況が継続しそうである。

Roland Czada教授講演会: Quagmire of Democracy?

2008年2月8日、DESKはオスナブルック大学のローランド・チャダ教授を招いて、欧州連合における民主主義に関する講演会を開催しました。チャダ氏は討議に基づく民主主義(討議的民主主義)と投票に基づく民主主義(数的民主主義)と比較しながら、交換と妥協によって特徴付けられる交渉に基づく民主主義(交渉的民主主義)について解説し、また拒否権プレイヤーなどの比較政治学の分析枠組みを用いてEUの民主政を分析しました。

講演の主題は「民主主義の赤字」と呼ばれる問題に関するものでした。すなわち、民主主義に必要なとされる政治参加がEUレベルでは不十分と考えられ、EUの市民に対するアカウンタビリティの不足が問題視されているということです。EUは立法権限をますます強めていることもあり、この問題はより重要になってき

ています。市民の声を直接欧州レベルに反映させるべき欧州議会は共同決定手続きの拡大により影響力は強めていますが、選挙が国ごとに行われるという制度的制約もあり、必ずしも欧州全体の利益を反映させるものではなく、理事会を構成する各国政府首脳も原則的に各国の議会および国民に対して説明責任をもっており、これも欧州全体の利益を反映する誘因が弱くなります。他方でEUには、コミットロジーを通した利益団体の影響力に特徴付けられるコーポラ



ティズム的要素が観察されるとも指摘されました。

さらに、ドイツには他にも構造的な問題が存在し、それは、ドイツの持つEU、連邦、州という多層的な統治システムのために、市民と政策決定者との間に距離が生じるということです。この構造的な問題のために、欧州レベルでの効率的な民主主義の機能がさらに困難になっていると指摘されました。

教授の講演のあと、フロアとの質疑応答も設けられました。この日は平日にもかかわらず、多くの研究者や大学院生が参加されたため質の高い議論が可能になりました。チャダ教授のように各国政治を対象として比較政治学で蓄積された概念をEU政治に適用して分析する研究が近年ますます盛んになってきました。講演会はそのような研究業績に触れる貴重な機会となりました。

アウシュヴィッツの生き証人A.ブルガー氏の体験を聞く

2007年11月5日、「ヒトラーの贗札」(ベルリン国際映画祭コンペティション正式出品作品)の準主役のモデルであるアドルフ・ブルガー氏(映画ではアウグスト・ディーラー)を招いての映画鑑賞会を開催しました。「ヒトラーの贗札」は、ブルガー氏の回想録をもとに制作された映画で、DESKでは日本上映に先立ち、ブルガー氏を囲んで学生たちとともにその貴重な体験を伺うことができました。ブルガー氏は1917年スロヴァキア生まれのユダヤ人で、反ナチのビラを撒いて逮捕され、アウ

シュヴィッツ、そしてザクセンハウゼン強制収容所へ送られ、そこで親衛隊の命令で贗金づくりに協力させられます。妻をアウシュヴィッツで失ったブルガーさんは、ナチに協力することに良心の呵責を感じたといいます。アウシュヴィッツを生き延びた歴史の証人から語られる壮絶な実体験や、その厳しい現実のなか生まれた葛藤を語るブルガー氏の姿は、強く胸を打つものでした。ブルガー氏は80歳を過ぎてなおドイツ中、また世界中をめぐって、若者に向けての講演活動を続けています。

アウシュヴィッツの悲劇から60年以上が経過

したなかで、その歴史の一端を感じるとともに、歴史を語り継ぐことの重要性を再認識させられるタベとなりました。映画「ヒトラーの贗札」およびアドルフ・ブルガー著(熊河浩訳)「ヒトラーの贗札 悪魔の工房」(朝日新聞社)をぜひご覧ください。



2007年度冬学期開催のシンポジウム・講演会一覧

日時	催事名	主な講演者	主な共催機関
2007年 10月2日	G.ミルブラート独ザクセン州首相講演会&パネルディスカッション「気候変動と再生可能エネルギーの挑戦」	G.ミルブラート（独ザクセン州首相）、西尾茂文（東京大学理事・副学長）、山口光恒（東京大学）、瀬川浩司（東京大学）、D.ヴォルトマン（Invest in Germany）	ドイツ学術交流会（DAAD）、在日ドイツ大使館
10月5 - 10日	日独共同学生セミナー		日独共同大学院プログラム（IGK）
10月11 - 12日	日独共同大学院プログラム設立記念式典・シンポジウム	Jürgen Kocka（ベルリン社会研究センター）、石田勇治（東京大学）、Manfred Hettling（ハレ大学）Claudia Derichs（ヒルデスハイム大学）、Roland Roth（マクデブルク大学）、Reinhard Zöllner（エアフルト大学）、Winfried Süß（ミュンヘン大学）、大貫隆（東京大学）	日独共同大学院プログラム（IGK）
11月5日	A.ブルガー氏を囲む会（「ヒトラーの贗札」上映会）	Adolf Burger	
11月17日	国際シンポジウム『『地域史』をどのように構想・叙述し、どのように教育するか—バルカンと東アジアの事例から—	Diana Mishkova（ソフィア・先端研究センター）、Constantin Iordachi（中欧大学）、Claudia Schneider（ライプツィヒ大学）、Dubravka Stojanović（ベオグラード大学）	「バルカン諸国歴史教科書の比較研究」プロジェクト
11月27日	W.グルナー教授講演会	Wolf D.Gruner（ロストック大学）	
11月30日	シンポジウム「ローマ条約調印から50年—EUはヨーロッパをどう変えたのか」	川村陶子（成蹊大学）、吉田徹（北海道大学）、五月女律子（北九州市立大学）、森井裕一（東京大学）、正舂朝香（四天王寺国際仏教大学）	
12月3・4日	国際シンポジウム「文化間の対話からグローバル文化としての対話へ」	小倉和夫（国際交流基金理事長）、ギュンター・プロイガー（元国連大使）、池内恵（国際日本文化研究センター）、オットー・カルショイア（ベルリン自由大学）、田中均（日本国際交流センター）、クラウディア・デーリッヒス（ヒルデスハイム大学）、シャフィイ・アヌワル（イスラム教・多元主義国際センター）、山内昌之（東京大学）	ベルリン日独センター（JDZB）、在日ドイツ大使館、国際交流基金
2008年 1月22日	シンポジウム「ジェノサイド研究と平和構築」	佐藤安信（東京大学）、ベン・キアナン（イエール大学）、野口元郎（外務省）、黒木英充（東京外国語大学）、中村雄祐（東京大学）	日本学術振興会、「ジェノサイド研究の展開（CGS）」
2月8日	R.チャダ教授講演会「欧州連合の民主政」	Roland Czada（オスナブルック大学）	
2月28日	G.グローザー外務政務次官講演会	Günter Gloser（ドイツ連邦共和国欧州担当外務政務次官）	
3月12 - 18日	日独共同学生セミナー		日独共同大学院プログラム（IGK）
3月18・19日	国際シンポジウム「市民と市民社会を問う—過去・現在・未来—日独比較研究の視点から」	Reinhard Rürup（ベルリン工科大学名誉教授）、外村大（東京大学）、松本彰（新潟大学）、Patrick Wagner（ハレ大学）、広渡清吾（東京大学）、Gesine Foljanty-Jost（ハレ大学）	日独共同大学院プログラム（IGK）

V

DESKの教育プログラムより

ACADEMIC PROGRAMS

2007年度、DESKの教育プログラムに参加した学生から合わせて7名の修了者がでました。特に2006年度から開始された欧州研究プログラム

(ESP)を2名の学生が修了し、日本で初めての学位「修士(欧州研究)」が授与されました。今後も総合文化研究科の学位授与プログラムであるESPと、主に総合文化研究科以外の社会科学分野を専攻する大学院生へ

の研究支援を目的としたZDS-MAによって修士課程の教育プログラムが運営されます。また、DESKでは今年度も学部学生の海外での現地調査を促すZDS-BAや博士論文執筆のための現地調査を支援するZSPなど、学生の所属に応じた奨学助成金制度が準備しています。2007年度はASKO=DESK欧州セミナーの開催もあり、修士課程の学生を中心に延べ

34件(学部後期4・修士課程27・博士課程3)の研究計画に奨学金が助成されました。今年度も夏・冬の各学期に助成金の申請を受付しますので、ドイツ・ヨーロッパに関する研究・調査計画のある方は積極的にご応募ください。応募の詳細については、DESKのホームページで確認してください。

2007年度 修士課程プログラム修了生

氏名	所属	修士論文題目
渡部聡子	総合文化研究科 地域文化研究専攻 欧州研究プログラム (ESP)	ドイツの奉仕活動制度—民間役務法14c条追加をめぐる議論を中心に
杉森美和子	総合文化研究科 地域文化研究専攻 欧州研究プログラム (ESP)	ブルガリアのマイノリティの母語教育—トルコ人の場合を中心に
和田杏実	総合文化研究科 国際社会科学専攻 ドイツ・ヨーロッパ研究修了証 (ZDS-MA)	20世紀初頭イギリスにおける海戦法政策—海軍戦略・外交・内政の相互作用
豆原啓介	経済学研究科 経済史専攻 ドイツ・ヨーロッパ研究修了証 (ZDS-MA)	フランスにおける電力整備計画 (1938-1952) —電力エネルギー源選択に着目して
小林薫	総合文化研究科 地域文化研究専攻 DIGES II (社会科学)	ドイツの移民政策における『統合の失敗』
鈴木美和子	総合文化研究科 地域文化研究専攻 DIGES II (社会科学)	ソ連占領地区における女性の復興運動—ベルリンの食糧問題を中心に

DESK教育プログラム・海外調査奨学助成金制度一覧

プログラム	ドイツ研究修了証 ZDS-BA	欧州研究プログラム ESP (登録制)	ドイツ・ヨーロッパ研究修了証 ZDS-MA (登録制)	博士論文奨学助成金 ZSP
対象	学部後期課程	総合文化研究科 修士課程「欧州研究プログラム (ESP)」	ESPに登録していない 修士課程	博士課程
概要	ZDS-BAは、ドイツに関する学習・研究を支援する学部後期課程向けのプログラムです。ZDS-BAの修了要件を考慮して履修を進めている学生の現地調査を支援するため、ZDS-BA奨学助成金を支給しています。	ESPは大学院総合文化研究科の修士課程プログラムです。ESPには駒場の文系4専攻の学生が登録できます。ESPの学生にはヨーロッパにおける現地調査が奨励され、奨学助成制度の第一の支援対象となります。ESPの登録は入学時の履修登録時に行われます。	ZDS-MAは、ESPに登録していない修士課程に対して、ヨーロッパに関する研究の支援を行う登録制の教育プログラムです。海外調査奨学助成金の給付には、プログラムへの登録、および修了要件を考慮した履修が求められます。また、毎年度開催される研究報告会での研究成果の報告や修士論文の提出が義務付けられます。	ZSPは、社会科学の分野を中心としたドイツやヨーロッパに関する博士論文を作成するための現地調査を支援するプログラムです。調査終了後、通常の査読プロセスを経て『ヨーロッパ研究』に論稿の一部を発表することが義務付けられます。

Die Freiwilligendienste in Deutschland

- Die Diskussion um die Einführung des Artikels '14c' des Zivildienstgesetzes -

Department of Area Studies / European Studies Program (ESP),
Graduate School of Arts and Sciences, The University of Tokyo

Satoko Watanabe

Die vorliegende Arbeit behandelt die Entwicklung der Diskussion sowie die individuelle Wirkung der Änderung des Zivildienstgesetzes (§14c ZDG) des Jahres 2002, die anerkannten Kriegsdienstverweigerern eine Alternative gegeben hat, statt des Zivildienstes einen 12-monatigen Freiwilligendienst zu leisten.

Die Freiwilligendienste sind eine besondere, staatlich geförderte Form des bürgerschaftlichen Engagements, in der sich Jugendliche im Rahmen eines Freiwilligen Sozialen Jahres (FSJ) oder eines Freiwilligen Ökologischen Jahres (FÖJ) zur Übernahme gesellschaftlicher Verantwortung für einen bestimmten Zeitraum selbst verpflichten. Freiwilligendienste zeichnen sich durch ihre institutionalisierte Form und obligatorische Bildungselemente aus. Genauer gesagt, sind sie hinsichtlich Dauer, Einsatzort, sozialer Absicherung, Taschengeld, Alter und pädagogisch begleitender Seminare in einer spezifischen Art und Weise bundesgesetzlich geregelt.

Mit dem Artikel 14c hat der Gesetzgeber versucht, diese Freiwilligendienste mit dem Zivildienst zu verknüpfen. Der Zivildienst ist einer der Ersatzdienste bei sozialen Einrichtungen, durch den anerkannte Kriegsdienstverweigerer die Wehrpflicht erfüllen können. Der Artikel 14c war also ein widerspruchsvoller Versuch, der die Freiwilligkeit und die staatliche Pflicht zu einem Spannungsfeld werden ließ. Aber die Diskussion um eine zukünftige Abschaffung des Zivildienstes und die Probleme mit den Freiwilligendiensten haben es trotzdem ermöglicht, den Artikel einzuführen.

Die Wehrpflicht in Deutschland befindet sich in einem Dilemma. Einerseits ist die sicherheitspolitische Bedeutung der Wehrpflichtigen nicht mehr so groß, weil sich das Ziel der Bundeswehr nach der Wende vom Verteidigungsmittel zum internationalen sicherheitspolitischen Beitrag gewandelt hat, den in den meisten Fällen die Berufssoldaten übernehmen. Außerdem

wird die Wehrpflicht stark kritisiert, weil die "Wehrgerechtigkeit," die eigentlich eine wichtige Grundlage der Wehrpflicht sein soll, nicht mehr gegeben ist. Andererseits spielt der mit der Wehrpflicht verbundene Zivildienst heutzutage eine große Rolle für die meisten Wohlfahrteinrichtungen, auf die schwer zu verzichten ist. Dieses Dilemma der Wehrpflicht ist ein Hintergrund des Artikels 14c.

Ein weiterer Hintergrund besteht hauptsächlich aus zwei Problemen, die in den Freiwilligendiensten selbst liegen. Erstens ist der Mangel an Einsatzstellen, bzw. an Geldmitteln immer ein wichtiges Thema. Durch die dauernden Bemühungen der beteiligten Institutionen entwickelte sich das FSJ und das FÖJ zum "Bildungsjahr." Durch die hohe Qualität der Bildungsmaßnahmen ist die Zahl der Anmeldungen stets hoch, weshalb viele Jugendliche keine Plätze erhalten können. Zweitens ist die Gleichberechtigung beider Geschlechter auch immer ein Thema. Der Frauenbestandteil beim FSJ/FÖJ war mit 70~90% ungleich hoch, weil die Männer wehrpflichtig sind und sich ihr Studium oder ein Eintritt ins Berufsleben dadurch bereits verzögert.

Vor diesem Hintergrund war der Artikel 14c also eine verständliche Maßnahme, obwohl viele Träger des FSJ/FÖJ die Befürchtung äußerten, dass die Freiwilligkeit und der Pflichtdienst vermischt werden. Das Ergebnis einer bundesweiten Studie von 2006 bewertete die Einführung des Artikels 14c als weitgehend erfolgreich. Bei sorgfältiger Erwägung über die vielschichtige Praxis des FSJ/FÖJ konnte man aber nicht zu einem einheitlichen Schluss kommen. Die rechtlichen Rahmenbedingungen des FSJ/FÖJ sind bundesweit einheitlich, aber die Praxis der Verwaltung und der Betriebspläne sind je nach Land, Träger oder Einsatzstelle sehr unterschiedlich. Dass die Einführung des Artikels 14c auch aus dieser Perspektive betrachtet werden kann, soll anhand einer Fallstudie des FÖJ in Schleswig-Holstein gezeigt werden.

Aus der Fallstudie ergeben sich die

zwei folgenden Konsequenzen:

Erstens wirkte die Einführung des Artikels 14c nicht in allen Fällen effektiv, sondern je nach den Umständen, vor allem den finanziellen Rahmenbedingungen, sehr unterschiedlich. Zweitens kann der Artikel als ein politisches Mittel zur finanziellen Entlastung der öffentlichen Haushalte gesehen werden.

Die Effektivität des Artikels 14c hängt von den finanziellen Rahmenbedingungen ab. Für fast alle FSJ/FÖJ-Träger sind die Mittel des Bundesministeriums für Familie, Senioren, Frauen und Jugend aus dem Kinder- und Jugendplan (KJP) die stärkste Grundsäule der Finanzierung. Aber die Landesförderung wird je nach Träger, vor allem zwischen FSJ und FÖJ unterschiedlich gewertet. Während im FSJ die Landesförderung den Charakter einer Zusatzfinanzierung hat, ist beim FÖJ die zweitwichtigste Finanzierungssäule die Landesförderung, in der oft auch die Mittel aus dem Europäischen Sozialfonds (ESF) enthalten sind. Neben den öffentlichen Fördermitteln bringen die FSJ-Träger die Restfinanzierung größtenteils über Mittel der Einsatzstellen und eigene Mittel auf. Dies ist beim FÖJ kaum oder nur in geringem Maße möglich, da in dessen Einsatzstellen zumeist kleinere und ehrenamtliche Vereine aktiv sind. Für anerkannte Kriegsdienstverweigerer, die ein FSJ oder FÖJ nach dem Artikel 14c leisten, können die Träger die Zuschüsse des Bundesamtes für den Zivildienst (BAZ) beantragen. Die 14c-Plätze können aber nicht mit KJP-Mitteln und Landesfördermitteln kofinanziert werden. Da einige FÖJ-Träger die Kofinanzierung über die BAZ-Mittel problematisch fanden, haben einige Länder geringere Möglichkeiten, 14c-Plätze anzubieten. Auch beim FÖJ in Schleswig-Holstein hat die Landesförderung einen hohen Stellenwert, sie wird als bundesweit höchster Beitrag eingeschätzt. Seit 2002 wirkte die Einführung des Artikels 14c nicht effektiv, da die Einsatzstellen den Verlust dieser Fördermittel fürchteten, sodass nur wenige Männer in 14c-Stellen tätig waren. Auf die anderen männlichen

Teilnehmer, die auf den 'normalen' Plätzen ihr FÖJ ableisten, wird der Artikel 14c nicht angewandt. Es kann daher vorkommen, dass sie in Zukunft den Wehr- bzw. Zivildienst wieder leisten müssen.

Diese ungünstige Situation wurde als ein Mittel bei den Landesförderungsverhandlungen in Schleswig-Holstein benutzt. Nach dem Regierungswechsel 2005 in Schleswig-Holstein wurde dem finanziellen Wiederaufbau Vorrang gegeben. Das für das FÖJ zuständige Umweltministerium sollte dann auch versuchen, die Förderung einzuschränken. Die Verhandlungen zwischen Umweltministerium und den FÖJ-Trägern gestalteten sich allerdings schwierig, weil es um einen bereits 2004 abgeschlossenen Vertrag ging. Der Vertrag wurde zwischen dem Ministerium und den Trägern abgeschlossen, um die Förderpauschale bis

2009 zu bestimmen. Die Träger und die Einsatzstellen haben gegen diesen 'Vertragsbruch' stark protestiert, wodurch die Durchführung des FÖJ für einige kleinere Vereine mit den weniger Förderung bzw. mit schwereren finanziellen Lasten nicht mehr möglich wäre.

Der Artikel 14c hat zur Veränderung dieser Lage beigetragen. Das Umweltministerium schlug vor, bis zu 10% der 14c-Plätze ausnahmsweise mit Zuschüssen des Bundesamtes für den Zivildienst und Landesfördermitteln zu kofinanzieren. Durch diese Maßnahme wurden die beiden Ziele gleichzeitig erreicht, die erst die Effektivität des Artikels 14c in Schleswig-Holstein verbesserten und gleichzeitig die Einschränkung der Förderung verkleinerten. Da die Mittel des BAZ

aus dem Bundeshaushalt wesentlich höher als die KJP-Mittel sind, erhält das Landesministerium sozusagen den Differenzbetrag, sodass es seine Förderung nicht extrem einschränken muss.

Als Fazit dieser Arbeit steht die Empfehlung, die Wirkung des Artikels 14c langfristig zu untersuchen. Es steht noch vieles zur Diskussion, wie z.B. die Frage nach dem Fortbestand des Zivildienstes oder ob Freiwilligendienste eine wirkliche Alternative zum Zivildienst darstellen können. Die Wirkung auf den Kern der Freiwilligendienste, die Freiwilligkeit, kann in der gegenwärtigen Situation noch nicht bewertet werden. Jedoch sollte es nach einer langfristigen und vielschichtigen Forschung wieder versucht werden.

欧州研究プログラムに所属して

杉森美和子 東京大学大学院総合文化研究科
地域文化研究専攻/欧州研究プログラム 修了

欧州研究プログラムに所属して、2年が経とうとしている。今年、修士論文『ブルガリアのマイノリティの母語教育—トルコ人の場合を中心に』を無事執筆することができた。修士課程入学時にはEUに加盟していなかったブルガリアは、2007年にルーマニアと共にEU加盟を達成している。修士論文では、ブルガリアのマイノリティの母語教育を、対マイノリティ政策の歴史と特徴を概観したうえで、トルコ人に対するトルコ語教育を中心に、マイノリティの母語教育について包括的に考察することを試みた。現在ブルガリアにはトルコ人、ロマが代表的なマイノリティとして居住している。ブルガリアにおいてトルコ人は「隣国のマジョリティが自国のマイノリティとして居住している」マイノリティである。トルコ語を母語とし、イスラムを信仰し、コミュニティを形成して居住する彼らに対しては、ブルガリア社会にとって最も身近な異国、他者としてのイメージが形成されていくことは否めない。また、ブルガリア語の習得と運用が社会的、経済的上昇に不可欠である現状では、トルコ語しか運用できないトルコ人の子どもは進学、就職などに際して不

利益を被りやすい。ブルガリア人との経済的、社会的状況の格差は大きく、彼らの貧困と教育水準の低さは、ブルガリア社会で問題視されている。トルコ人に対する政策は同化政策から宥和政策まで幅広く、各時代の政治的、経済的、社会的状況を強く反映したものとなっている。ブルガリア共産党ジフコフ政権下においては対トルコ人同化政策が実施されたが、1989年の体制転換以降は、法の下での平等や信教の自由、母語を学ぶ権利がブルガリア共和国憲法で保障され、マイノリティの母語は選択必修科目となっている。しかし同時に、ブルガリア共和国憲法では「ブルガリア語を学習すること」が国民の義務として規定されており、マイノリティの母語が進学、就職に直結している訳ではないことからマイノリティの母語を授業で選択する子どもは少ない。

ブルガリア語が絶対的に優位な地位を占めているのなら、ブルガリア語の習得に全力を注ぐべきであり、母語教育も不要であると想定できるであろう。しかし、母語教育はアイデンティティ形成に貢献する、第二言語習得促進に役立つという面から、必要性を主張することが出来

る。

現在ブルガリアで行われているマイノリティに対する母語教育、教科書や授業運営に明白な基準がない。トルコ人に対するトルコ語教育が最も多く実施され、ロマに対するロマ語教育と比較した場合、教材、教師の質など優位な点が多い。修士論文では結びにかえて、ブルガリア語と、マイノリティの母語、両方を学習する試みとしてバイリンガル教育の考察を試みた。ブルガリア社会では、どの社会的ポジションに身をおいているかによって支持するバイリンガル教育は異なる。現在のブルガリアの教育システムからは移行型バイリンガル教育が、マイノリティの社会的上昇を主張するポジションからは維持型バイリンガル教育が支持される。

ここで本稿においては、修士論文のことだけではなく、欧州研究プログラムで学んだことも述べていきたい。欧州研究プログラムの最大の特徴は、「現代欧州研究の方法」と「スーパーバイズド・リーディング」という必修科目、「欧州統合史」、「欧州政治論」、「EU法」、「欧州公共秩序思想」、「現代ドイツ基層論」の5科目から選択す

る選択必修科目である。中でも「スーパーバイズド・リーディング」は5つの指定された分野から2つを選択し、課題文献についての書評論文を作成する課題であり、知識の整理と定着に役立つ。学部時からEUに関心を持っており、プログラムに魅力を感じて、訪れたガイダンスから始まった日々はとても密度の濃いものだった。ブルガリアは2007年にEU加盟を達成したことは前述したが、マクロ経済の安定化や政治汚職からの脱却など課題は多い。各必修、選択必修科目の授業を通じて、EUの現状と課題を包括的に考察し、ブルガリアの現状と比較していくことができたことは、修士論文執筆の重要な一助となった。また、欧州研究プログラムでは、今までの知識の確認と新たな知識、手法の習得を両立させることができたわけではない。シンポジウムの運営補助や参加は、研究成果を発表し発信していくというシンポジウムの役割、あり

方を考え、学ぶための大切な機会となった。プログラムでは東欧地域を専攻しているのは自分だけであったが、不便を感じたことはなかった。授業においては先生方に東欧の状況についても言及していただけた。東欧以外の地域を研究している友人にも恵まれ、共に指摘、励まし合いながら過ごすことができた。中でも、9月20日から10日間の日程で行なわれたASKO=DESK研究セミナーへの参加は忘れられない体験である。欧州憲法や東方拡大といった、EUをめぐる多様なトピックを講義や討論を通じて考察していくだけではなく、欧州司法裁判所や欧州人権裁判所の見学を通じて「EUが機能している」姿を間近で見、触れることができた。欧州司法裁判所の見学では、オーストリア出身の判事の方からお話を伺い、文献からはなかなか読み取ることができない実務上の困難ややりがいをお聞きすることができた。加盟国の首相、外相に扮しての

ロールプレイングも行い、事前の予習と講義の内容をふまえて議論を行なった。また、雨のストラスブールや曇り空のルクセンブルク、ボンの紅葉など、移動するバスの車窓からの景色が美しかったことも忘れられない。欧州研究プログラムに所属することを決意してから今日に至るまで、毎日が多くの出会いと驚き、学びに満ちていた。先生方に、先行研究に対する疑問から修士論文の執筆に至るまで、不安や疑問に対して細やかに向き合っていただけたことや、友人と学生室で遅くまで語り合ったことは、自分にとってかけがえのない時間となっている。全てが新しく、戸惑うこともあったけれど、大きな支えとなって下さった先生方、スタッフの方々、家族、友人達のお蔭で、充実した2年間を送ることができた。この場をお借りして、皆様に心から御礼申し上げます。

ASKO=DESK=EAOヨーロッパ秋期セミナーに参加して

清水謙 東京大学大学院総合文化研究科
国際社会科学専攻/欧州研究プログラム

2007年9月19日から30日まで12日間、ドイツ＝ヨーロッパ研究センターより助成金を受けて、ドイツ連邦共和国のザールラント州オツェンハウゼンにあるヨーロッパ・アカデミーにて、“History and Future of European Constitutional Process”と題されるテーマで研修に参加した。

本セミナーの構成は大きく分けて、2部構成となっており、講義部分と、それを生かしたシミュレーション部分とで構成されていた。講義では、ドイツの様々な大学から多くの著名な先生方が来られ、ヨーロッパ研究の最新の研究動向を基に、理論研究から地域研究まで幅広い講義を受講することができた。この講義では、最新の研究動向に依りながら、EU研究の理論について深く学ぶことができたと同時に、EUに関する文献収集やデータ収集の方法を学ぶ授業も用意されており、セミナー後においても、今後ヨーロッパを研究する上で重要な事柄を多く学ぶことので

きた重要な講義であった。そして、シミュレーションでは、参加者がそれぞれEU加盟国の代表として、講義で学んだ知識や理論を基に、EU憲法条約の制定を巡って実際に模擬交渉を行うことを通して、より理解を深めた。このシミュレーションにおいて、研究のみならず実務を疑似体験することによって、EUのダイナミズムを体感することができた。

本セミナーは、こうした授業が中心としつつも、それにとどまらず、欧州司法裁判所や欧州人権裁判所などの見学をはじめとするEUの機関への見学や、ドイツを中心にヨーロッパ史を自身の足で見て歩くというようなプログラムなども用意されており、ヨーロッパ全体を見渡すことで歴史の中のヨーロッパを実感することができたことは有益であった。特に、一個人の見学者としては経験できない、法廷への入場や、実際に裁判官席に特別に座らせてもらえるなど、得がたい経験ができたことは非

常に貴重なことであった。そして、プログラムでの食事時間やプログラム後の自由時間は、生活上のヨーロッパ文化に触れることのできた貴重な時間でもあり、プログラムの全日程を通して、ヨーロッパ研究に従事する大学院生として、一秒の無駄のない貴重な体験であった。

助成金を受けて、このようなセミナーに参加できる機会を与えられたことに感謝するとともに、本セミナーを通して学んだことを、これからの研究に大いに役立てたいと考えている。



VI

関連情報

『ヨーロッパ研究』第7号 (European Studies Vol.7) 刊行！

『ヨーロッパ研究』第7号 (European Studies Vol.7) が出版されました。今号にはドイツ・ヨーロッパに関する研究論文や歴史教科諸問題についての特集などが掲載されています。ご希望の方はドイツ・ヨーロッパ研究センター事務室までEメールにてお知らせください。



『ヨーロッパ研究』第7号 目次

I 論文

- ・ドイツと日本における「終戦」「敗戦」「解放」の記憶 スヴェン・サーラ
- ・「教育可能者」と「教育不可能者」のあいだ—ヴァイマル共和国（1919-1933）における犯罪生物学と「教育可能性」の問題 佐藤公紀
- ・イギリス労働党の現代化と政治選択（1994-97年）—制度再編と政治アクター 今井貴子
- ・ハプスブルク帝国における住宅問題の一考察—オーストリア住宅改革中央協会のボヘミア領邦での活動を中心に 森下嘉之
- ・欧州評議会・言語政策部門の活動成果と今後の課題—plurilingualism概念のもつ可能性 山川智子
- ・Japan through SS Eyes: Cultural Dialogue and Instrumentalization of a Wartime Ally Danny Orbach

II 特集：地域史をどのように構想し、叙述し、教育するのか—バルカンと東アジアの事例から

- ・On the Special Feature Nobuhiro Shiba
- ・Regional History as a Challenge to the National Frameworks of Historiography in Southeastern Europe: Precedents and Prospects Diana Mishkova
- ・Citizenship and Transnational History: Comparative Perspectives on the Balkans Constantin Iordachi,
- ・Balkan History Workbooks – Consequences and Experiences Dubravka Stojanovic
- ・“National History” in Mainland Chinese and Taiwanese History Education: Its Current Role, Existing Challenges and Alternative Frameworks Claudia Schneider

III 研究ノート

- ・ドイツにおける統合政策—帰化テスト(Einbürgerungstest)の統一基準をめぐる議論から 伊東直美

気候変動と再生可能エネルギーの挑戦

ドイツ・ザクセン州 ゲオルク・ミルブラート首相講演会の記録

Nachhaltige Energieerzeugung in Zeiten des Klimawandels - Rede des sächsischen Ministerpräsidenten, Prof. Dr. Georg Milbradt

2007年10月2日に、ドイツ・ヨーロッパ研究センターの主催により、ドイツ連邦共和国ザクセン州ゲオルク・ミルブラート首相講演会「気候変動と再生可能エネルギーの挑戦」が18号館ホールにて開催されました。この冊子は、同講演会の記録を日独燦言語で収録したものです。

【挨拶】 木畑洋一（東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター長）

【講演】 ゲオルク・ミルブラート（ドイツ連邦共和国ザクセン州首相）

【パネルディスカッション】

ゲオルク・ミルブラート（ドイツ連邦共和国ザクセン州首相）、西尾茂文（東京大学理事・副学長）、山口光恒（東京大学先端科学技術研究センター特任教授）、瀬川浩司（東京大学先端科学技術研究センター教授）、ダヴィッド・ヴォルトマン（インヴェスト・イン・ジャーマニー社）

【付録】

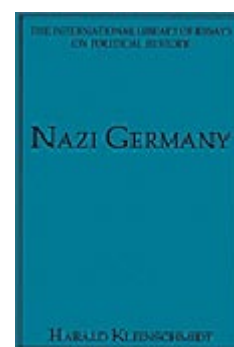
ドイツ・ヨーロッパ研究センターの沿革・歩み



関連出版書籍のご案内

Harald Kleinschmidt ed. *Nazi Germany*. Ashgate • 2007

The volume reproduces a set of recently-published articles demonstrating the embeddedness of Nazi genocide and other crimes against humanity in a German society that was haunted by practices of denunciation. Far from being an inexplicable invasion of evil into otherwise sound German society, the genocide and other crimes against humanity were committed not merely by members of SS organizations but by common people, civilians and military men alike, within Germany as well as in occupied territories, during the late 1930s and World War II. Although analyzing the past, the book also seeks contribute to current debates on the causes of genocide and other crimes against humanity.



ASKO=DESK=EA0ヨーロッパ研究セミナー2008のご案内

* 昨年のセミナーについてはp.13を参照

- 2008年度は9月14日～9月25日に開催されます。
- 今年のテーマは“The EU as a Global Actor”です。
- 5月頃に参加申込の受付を行なう予定ですが、関心のある方は随時DESK事務室までのお知らせください。参考HP：
http://www.desk.c.u-tokyo.ac.jp/j/education_060.html

国際シンポジウム 欧州統合の半世紀と東アジア共同体

日時：2008.04.18 Fr. 16:20～17:50

会場：東京大学駒場キャンパス I 18号館ホール

日時：2008.04.19 Sa. 10:00～18:00

会場：日仏会館

主催：日仏会館、東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター、東京大学現代ヨーロッパ経済史研究教育ユニット

(CHEESE)、協力：江草基金、後援：日本経済新聞社

使用言語：日本語、ドイツ語、フランス語（同時通訳有）

4月18日(金) (会場：東大駒場キャンパス18号館ホール)

第1セッション (仏独和解と欧州統合)

Robert FRANK (パリ第1大学)

"Enjeux de mémoire et réconciliation franco-allemande depuis 1945" (1945年以後の記憶の争点と仏独和解)

Haltmut KAELBLE (ベルリン・フンボルト大学)

"Les relations sociales entre la France et l'Allemagne depuis 1945 et la réconciliation franco-allemande" (1945年以後の仏独間の社会的関係と仏独和解)

司会：馬場哲 (東京大学)・剣持久木 (静岡県立大学)

第2セッション (国際政治の中の仏独関係)

川嶋周一 (明治大学)

「仏独関係の政治的射程：エリゼ条約を超えて」

Joachim SCHILD (トリア大学)

"Deutschland, Frankreich und die europäische Institutionenordnung. Von der EWG zum Vertrag von Lissabon" (独仏とヨーロッパ制度：EECからリスボン条約まで)

Christian LEQUESNE (パリ政治学院)

"La relation franco-allemande dans une Union européenne élargie: un leadership légitime?" (拡大EUにおける仏独関係：正当なリーダーシップか?)

司会：森井裕一 (東京大学)・J.-F.エック (リール第3大学)

4月19日(土) (会場：日仏会館)

第3セッション (経済圏の選択—ヨーロッパと「帝国」の間で)

Jean-François ECK (リール第3大学)

"L'Allemagne, l'Europe, le monde: quels horizons pour l'ouverture de l'économie française depuis 1957?" (ドイツ、

ヨーロッパ、世界：1957年以後のフランス経済開放の境界)

Werner BUEHRER (ミュンヘン工科大学)

"Bundesregierung, Industrie und EWG: Wirtschaftliche und wirtschaftspolitische Motive und Ziele der deutschen Integrationspolitik in den 1950er Jahren" (連邦政府・産業界・EEC：1950年代ドイツの統合政策における経済的動機と目標)

平野千果子(武蔵大学)

「ヨーロッパ統合とフランス植民地帝国-ユーラフリカ概念を中心に」 ("Portée politique des relations franco-allemandes : au de là du traité d'Elysée")

司会：廣田功 (新潟大学)・H.ケルブレ (フンボルト大学)

第4セッション (記憶・和解・社会的文化的交流)

西山暁義 (共立女子大学)

「国境を越える教科書-独仏共通歴史教科書の内容と実践」

Pierre MONNET (社会科学高等研究院)

"Le manuel franco-allemand d'histoire au coeur d'une nouvelle étape des relations culturelles franco-allemandes" (共通歴史教科書と仏独文化関係の新たな段階)

Hans Manfred BOCK (カッセル大学名誉教授)

"Das Deutsch-Französische Jugendwerk als Exempel soziokultureller Fundierung politischer Zusammenarbeit zwischen zwei Nationen" (二国間政治協力の社会文化的基盤—独仏青少年交流会の例から)

司会：川喜田敦子 (東京大学)・R.フランク (パリ第1大学)

第5セッション (東アジア共同体の現在)

田中明彦(東京大学)

「東アジア共同体：経緯と問題点」

深川由起子(早稲田大学)

「アジア型経済統合への道：本質としての機能的協力」 (East Asian Way of Economic Integration: Functional Cooperation as the Essence)

坪井善明(早稲田大学)

「東アジア共同体形成の政治力学」

司会：坪井善明・C.ルケーヌ (パリ政治学院)

*2008年3月5日現在のプログラムとなります。変更の可能性などございますので、ご了承ください。

新着情報・イベントについては、ホームページも
ご覧下さい

<http://www.desk.c.u-tokyo.ac.jp/>

DESK事務室

〒153-8902

東京都目黒区駒場3-8-1

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部
9号館315号室

Tel/Fax : 03-5454-6112

E-mail: desk@desk.c.u-tokyo.ac.jp